

平成31年度盛岡市東京・盛岡コミュニティ活動支援事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、団体等が行う東京圏における盛岡に関連した題材に関する活動の促進や、これらの活動などにより盛岡出身者や盛岡と縁がある者等（以下「盛岡出身者等」という。）が盛岡を来訪した際に盛岡市と引き続き関わりを持つための受け皿となる活動の促進を図り、盛岡出身者等が盛岡市と引き続き関わりを持つ機会を創出するための東京・盛岡コミュニティ活動事業の選定及びこの活動に要する経費（市の他の補助事業の対象となる事業を行う場合に要する経費を除く。）に対し、予算の範囲内で補助することについて、別に締結する契約書等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体等 個人又は団体で、政治活動又は宗教活動を目的にしない者のうち市内に住所若しくは主たる事務所を有し、又は東京圏で盛岡に関連した題材に係る活動若しくはこれに類似した活動の実績がある者をいう。
- (2) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県圏をいう。
- (3) 盛岡出身者 幼少期、小学校期又は中学校期を盛岡市内で生活をしたことがある者をいう。
- (4) 盛岡と縁がある者等 転勤や就学等により盛岡市内で過ごした者、理由に関わらず定期的に盛岡を訪問している者又は定期的に盛岡を訪れることはないものの盛岡に関連した題材に強い興味関心を持ち、盛岡市へのふるさと納税など具体的な関わりを持っている者、若しくは具体的な関わりを持つという意思がある者をいう。
- (5) 東京・盛岡コミュニティ 東京圏において、盛岡に関連した題材でつながりあっている個人の集合体をいう。
- (6) 盛岡に関連した題材 自然、伝統、人物、文化、食、特産品等、盛岡の暮らしの中から生まれた魅力や価値があるものをいう。
- (7) 東京・盛岡コミュニティ活動事業 団体等からの企画提案により、東京・盛岡コミュニティが形成される、または、既に存在する東京・盛岡コミュニティの活性化に資する活動に係る事業をいう。

(補助金の名称)

第3 補助金の名称は、平成31年度盛岡市東京・盛岡コミュニティ活動支援事業補助金とする。

(活動事業の選定)

第4 東京・盛岡コミュニティ活動事業は、次のいずれかに該当する活動から選定する。ただし、特定企業の営利を目的とした活動は除くものとする。

- (1) 岩手山、北上川、中津川等、盛岡の自然を題材とした活動
- (2) 南部鉄器、紫根染め、古代型染め、漆器等、伝統工芸を題材とした活動
- (3) 原敬、新渡戸稲造、石川啄木、宮澤賢治等の先人のほか、分野を問わず現在活躍されている盛岡出身者や盛岡と縁のある者等を題材とした活動
- (4) チャグチャグ馬コ、盛岡さんさ踊り、秋祭り、映画、演劇等の盛岡の文化を題材とした活動
- (5) わんこそば、盛岡冷麺、盛岡じゃじゃ麺等の盛岡の食、盛岡特産品ブランド認証商品等を題材とした活動
- (6) (1)から(5)までに掲げるものに関わらず、文京区において盛岡に関連したもので盛岡市長が適当であると認められる活動
- (7) 上記(1)から(6)までに掲げるもののほか、盛岡市長が適当であると認められる活動

(活動事業の企画の提案)

第5 活動事業の企画の提案をしようとする者は、別表1の定めに従い、市長に提出書類を提出しなければならない。

(活動事業の選定審査)

第6 第5の規定による書類の提出があった場合は、書類審査を実施するほか、必要に応じて企画提案をした者によるプレゼンテーション審査を実施し、補助額を決定する。

2 前項の決定の際し、必要な条件を付すことがある。

(補助金の交付の対象とする経費及び補助額)

第7 第1に規定する経費は、東京・盛岡コミュニティ活動に要する経費のうち別表第2に掲げる経費とし、これに対する補助額は、当該事業に要する経費の5分の4に相当する額以内の額(その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。ただし、その額が40万円を超えるときは、40万円を限度とする。

(補助金の交付の対象としない経費)

第8 次の各号に掲げる経費は、第1に規定する経費と認めないものとする。

(1) 団体等の運営に関する費用

ア 団体等の運営に必要な恒常的経費(家賃、電気料等)

イ 団体等の内部の者に対して支払う経費(飲食費、宿泊費等)

ウ 団体等の会報作成費及び送料等に係る経費

(2) 他団体への補助を目的とした経費

(3) 資格取得に係る経費

(4) 参加者個人に対する旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費などの特定の個人や個別企業に対する給付に要する経費

(5) その他、事業として適当と認められない経費

(補助金の交付の申請)

第9 補助金の交付の申請をしようとする者は、別表1の定めに従い、市長に提出書類を提出しなければならない。

2 前項の提出書類を第5により提出した提出書類に替えることができるものとする。

(補助金の交付の決定)

第10 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要な現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

(補助金の交付の条件)

第11 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定に附する条件とする。

(1) 補助事業の内容の変更をする場合には、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、市長に報告してその指示を受けること。

2 市長は、前項に規定するもののほか補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を附すことがある。

(補助金の交付の決定の通知)

第12 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに附した条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下)

第13 補助金の交付の申請をした者は、第12の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(決定の変更)

第14 市長は、第11第1項第1号の規定により補助事業の内容の変更の承認をした場合において、当該変更に伴い補助金の交付の決定の変更を要するときは、補助金の交付の決定の変更をするものとする。

2 第12の規定は、前項の決定をした場合について準用する。

(補助事業の遂行)

第15 補助事業者は、この要領の規定、補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件並びに市長がこの要領に基づいてする指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

(補助事業遂行の指示)

第16 市長は、補助事業者が補助事業を補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行していないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。

2 市長は、補助事業者が前項の指示に従わないときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることがある。

(補助金の請求及び交付)

第17 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、別に定める補助金請求書に別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助金の交付の請求があったときは、当該請求に係る書類を審査し、及び必要な現地調査等を行い、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(是正のための措置)

第18 市長は、補助金の交付の請求があった場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して指示するものとする。

2 補助事業者は、前項の指示に従って措置したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(前金払)

第19 市長は、必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を前金払することがある。

(条件違反等の場合の決定の取消し)

第20 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づいて市長が行う調査を妨げ、又は同項の規定に基づいて市長が求める報告を拒んだとき。

(2) 第11第1項に規定する条件又は第11第2項の規定に基づいて附した条件に違反したとき。

(3) 第22第1項又は第24第1項の規定による市長の指示に従わなかったとき。

(4) 第22第1項の規定に違反したとき。

(5) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(6) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- 2 前項の規定は、補助金の交付があった後においても適用があるものとする。
- 3 第12の規定は、第1項の決定をした場合について準用する。

(補助金の返還)

第21 補助事業者は、第14第1項の規定により補助金の交付の決定の変更があった場合又は第20第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助事業の当該変更又は取消しに係る部分に関し既に補助金の交付を受けているときは、市長の命ずるところにより、補助金を返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第22 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1から別表第8までに規定する耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で市長が指定するもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて指定するもの

2 市長は、前項に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を補助事業者に命ずることがある。

(延滞金)

第23 市長は、補助金の返還を命じた場合において、当該補助事業者がこれを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付させることがある。

(理由の提示)

第24 市長は、第16第1項若しくは第18第1項の規定による指示、第16第2項の規定による命令又は第20第1項の規定による取消しをするときは、当該補助事業者に対してその理由を示すものとする。

(実施期日)

第25 この要領は、平成31年4月26日から実施する。

別表第1（第5，第8，第9及び第10関係）

提出書類	様式番号	提出部数	提出期日
1 平成31年度盛岡市東京・盛岡コミュニティ活動支援事業企画提案申込書	第1-1号	1部	別に定める。
2 平成31年度盛岡市東京・盛岡コミュニティ活動支援事業補助金交付申請書	第1-2号	1部	
3 事業計画書	第2号	1部	
4 収支予算書	第3号	1部	
5 団体の概要（団体の場合のみ）	第4-1号	1部	
6 個人の概要（個人の場合のみ）	第4-2号	1部	
7 その他市長が必要と認める書類			

別表第2（第7関係）

費目		内容	留意事項
人件費		給料，報酬等	実際に支払われる金額のみを対象とする。
報償費		講師等の謝金	
旅費		事業実施団体等の構成員の旅費，講師等の旅費	
需用費	消耗品費	文具，用紙等の購入費	
	燃料費	事業に必要な車両等の燃料費等	
	食糧費	講師用飲料，会議用茶菓等	
	印刷製本費	チラシ，ポスター，資料等の印刷費等	団体機関誌や会報等の発行費用は対象外とする。
	光熱水費	電気，ガス，水道，冷暖房使用料等	団体等の運営に必要な費用は対象外とする。
	医薬材料費	医薬品，包帯等	
役務費	郵便料	切手の購入費等	
	電報電話料	電話料，電話加入料等	他の用途との区分が困難である場合は対象外とする。
	保険料	損害保険料等	
	手数料	振込手数料等	
	広告料	新聞，ラジオ等による広告費等	
	運搬料	運送費，荷造費等	
委託料		事業に必要な事務等の他団体等への委託費	事業の一部について，補助対象の団体が直接実施するより，他の者に委託して実施する方が効率的であると認められる場合に限る。
使用料及び賃借料		会場使用料，車両賃借料等	
備品購入費		長期使用可能な物品の購入費	原則として対象外とするが，真に必要なとする場合については協議の上判断するものとする。
その他市長が必要と認める経費			